

○人間系利益相反委員会細則

〔平成23年10月1日〕
人間系部局細則第6号

人間系利益相反委員会細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、人間系に人間系利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置き、人間系の職員のヒトを対象とする研究及び厚生労働科学研究費補助金に応募するにあたり利益相反の観点からの審査が義務付けられている研究（以下「研究」という。）に生じる利益相反問題に適切に対処するとともに、人間系の職員の社会的信用及び名誉を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、人間系及び関連施設等で行う研究に係る次に掲げる業務を行う。

- (1) 利益相反に係る審査に関すること。
- (2) その他利益相反に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 人間系長（以下「系長」という。）
 - (2) 教育学分野、心理学分野及び障害科学分野の各分野から選出された者 3人
 - (3) 利益相反に関する識見を有する学外の学識経験者 2人
 - (4) その他系長が必要と認めた者 若干人
- 2 委員の指名又は委嘱は、系長が行う。
- 3 委員は、別記様式第1号の利益相反自己申告書により自己申告しなければならない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、系長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員（第3条第1項第1号の委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、任期の終期

は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第1項第3号に規定する委員が少なくとも1人以上出席しなければ議事を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員(第9条第2項の規定に該当する委員を除く。)の3分の2以上の賛意をもって決するものとする。

(審査対象)

- 第7条 審査の対象は、人間系の教授、准教授、講師及び助教(特任助教含む)が行う研究とする。
- 2 前項に定める研究のほか、次の各号に掲げる者の研究を審査することができる。ただし、大学教員以外の者にあつては、大学教員の指導の下で行う研究に限る。
 - (1) 本学の研究職員
 - (2) 人間系支援室の職員
 - (3) その他特に審査を希望する者

(審査手続)

- 第8条 研究を実施しようとする者(以下「申告者」という。)が、研究を実施する場合は、事前に別記様式第2号の利益相反自己申告書により自己申告するものとする。

(判定)

- 第9条 委員会は、申告者の自己申告に基づき、研究の承認又は次の各号に掲げる措置の勧告を行うものとする。
- (1) 兼業先企業等の役員の辞任
 - (2) 未公開株式の譲渡
 - (3) その他必要な措置
- 2 委員が申告者である場合又は委員が申告者の自己申告した企業等と経済的利害関係にある場合は、判定に加わることができない。
 - 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 4 審査経過及び審査結果は、記録として保存する。

(審査結果)

- 第10条 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を別記様式第3号の利益相反に係る審査結果通知書により申告者に通知しなければならない。
- 2 前項の通知に当たっては、審査の判定が前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、理由

等を付さなければならない。

(異議申立)

第11条 申告者は、審査結果に不服があるときは、勧告を受けた日から起算して30日以内に別記様式第4号の異議申立書により、委員長に対し異議申立てをすることができる。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、人間系支援室が行う。

(その他)

第13条 この部局細則に定めるもののほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この部局細則は、平成23年10月1日から施行する。

利益相反自己申告書

（利益相反委員会委員用）

人間系利益相反委員会委員長 殿

1. 相手先企業等との産学官連携活動について

（過去3年間に、同一の企業等から、年間合計して50万円以上の金銭の授受が行われた場合にのみ、企業等ごとに記入。いつの年度に行われたのかもカッコ書きで併せて記入。）

有・無（該当するものを○印で囲む）

企業又は機関名			
兼業による報酬・給与	万円/年	万円/年	万円/年
ロイヤリティ	万円/年	万円/年	万円/年
共同研究・受託研究	万円/年	万円/年	万円/年
奨学寄附金	万円/年	万円/年	万円/年
原稿料	万円/年	万円/年	万円/年
講演等	万円/年	万円/年	万円/年

2. 相手先企業の株式等の保有について

有・無（該当するものを○印で囲む）

企業名			
株式等 ^(注) の種類と数量等			

注：株式等とは、公開・未公開を問わず、株式、出資金、ストックオプション等をいう。

私及び配偶者並びに生計を一にする2親等内の親族の利益相反に関する申告内容は上記のとおりです。

申告日 平成 年 月 日
所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____ 印

利益相反自己申告書

(研究実施者用)

人間系利益相反委員会委員長 殿

1 実施しようとする研究について該当する項目にチェックを入れてください。

(両方に該当する場合は、両方にチェックを入れてください。)

- 厚生労働科学研究費補助金に応募する予定の研究
 ヒトを対象とする研究

2 研究題目等を記載してください。

研究題目: _____

研究費の出所: _____

審査を受ける者の立場: 研究代表者 研究分担者

(研究計画の内容及び研究期間等が分かる研究計画概要等を添付してください。)

3 研究計画の内容等が企業又は団体(以下「企業等」という。)と直接関係がありますか。

はい(下欄に記入の上、設問4へ)

[関係する事項にチェックを入れてください。]

- 企業等の製品(薬など)・機器・検査法を対象とした研究を行う関係
 当該研究の依頼を受けた関係(有償無償を問わない)
 当該研究において使用される材料等を無償又は特に有利な価格で提供を受けている関係
 当該研究について、研究助成・寄附等を受けている関係
 その他の事由により、当該研究について、相手先企業等と関係があると申告者が判断するもの

いいえ (設問5へ)

4 研究計画の内容と関係する企業等に係る状況について、該当する事項を申告してください。

(申告日の年度を含む過去2年度分を対象とします。)(※申告者及び配偶者並びに生計を一にする1親等内の親族について記載。書ききれないときは別紙を添付で可。)

(1) 共同研究経費等の一企業等からの年間受入合計額が200万円を超える研究費の受入について(単位:万円/年)

有・無 (該当するものを○印で囲む)

企業等名(年度)	共同研究	受託研究	奨学寄附金		受入合計額

(2) 一企業等からの年間収入合計額が100万円を超える収入について(単位:万円/年)

有・無 (該当するものを○印で囲む)

企業等名(年度)	報酬・給与	原稿料	講演料	ロイヤリティ	その他	収入合計額

(3) 研究計画の内容と関係する企業の株式等の保有について

有・無 (該当するものを○印で囲む)

企業名			
株式等 ^(注) の種類と数量等			

注: 株式等とは、公開・未公開を問わず、株式、新株予約権、出資金、ストックオプション等をいう。

5 上記相手先企業等以外の共同研究経費等の内容について、申請研究に※関連するものがあれば該当する事項を申告してください。(申告日の年度を含む過去2年度分を対象とします。)

(申告者及び配偶者並びに生計を一にする1親等内の親族について記載してください。)

(※研究と直接関係しないが、例えば競合企業など関連性があると思われるものがあれば記入。)

(単位:万円/年)

(共同研究経費等の一企業等からの年間受入額が200万円を超える場合)

企業・団体名(年度)	共同研究	受託研究	奨学寄附金		受入合計額

(一企業等からの年間収入額が100万円を超える場合)

企業等名(年度)	報酬・給与	原稿料	講演料	ロイヤリティ	その他	収入合計額

私及び配偶者並びに生計を一にする1親等内の親族の本研究に係る利益相反に関する申告内容は上記のとおりです。

設問4又は5に記入のある場合は、この研究計画の内容がその企業等とどのように関わっているのかが分かる研究計画概要等以外の関係資料も併せて提出してください。

申告日 平成 年 月 日

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____ 印

別記様式第3 (第10条関係)

倫理委番号 筑〇〇-〇〇

課題番号 〇〇

平成 年 月 日

利益相反に係る審査結果通知書

申告者

殿

人間系利益相反委員会委員長

宮本 信也

(公印省略)

平成 年 月 日付けにて申告のありました産学官連携活動における利益相反について審査した結果、下記のとおり判定したので、通知します。

記

1 課題名

2 判定

3 理由

平成 年 月 日

異 議 申 立 書

人間系利益相反委員会委員長 殿

(申告者)

所 属

職 名

氏 名

㊟

国立大学法人筑波大学人間系利益相反委員会細則第 1 1 条に基づき下記のとおり異議申し立てを行います。

記

- 1 通知日付及び課題番号
- 2 研究題目
- 3 審査の判定
- 4 異議申し立てを行う理由